

## 福山市産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか福山市の措置の一環として、産業廃棄物処理施設の設置等に伴う紛争の予防と調整を図るため、施設の設置等に係る事業計画の事前協議及び地元説明会の開催など、許可申請前の手続(以下「地元調整」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理施設とは、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、廃プラスチック類等の焼却施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設及び最終処分場をいう。
- (2) 設置者とは、産業廃棄物処理施設を新たに設置しようとする者、又は既設の産業廃棄物処理施設の構造若しくは規模を変更(軽微な変更を除く。以下「変更」という。)しようとする者をいう。
- (3) 関係地域とは、この要綱に基づき、設置者が地元説明会等を実施する地域として、市長が設置者の意見を聴いて定める地域をいう。
- (4) 地域関係者とは、関係地域内に住所を有する者、関係地域内で農業、林業、漁業、工業等の事業活動を行なう者及び関係地域内の利水を管理する者をいう。
- (5) 関係市町とは、関係地域が福山市域外へ及ぶ場合、関係地域が属する市町をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この要綱に定める手続等が適正かつ円滑に行なわれるように努めるものとする。

### (設置者及び地域関係者の責務)

第4条 設置者は、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更しようとするときは、紛争の予防と調整に関して、市が行う施策に協力するとともに、地域関係者との良好な関係を損なわないよう、地元説明会の積極的な開催等、必要な措置を講じなければならない。

2 設置者及び地域関係者(以下「関係者」という。)は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、互譲の精神を持って、自主的に解決するよう努めなければならない。

### (事前協議書の提出)

第5条 設置者は、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更しようとするときは、別記様式第1号による事前協議書を市長に提出しなければならない。この場合において、提出部数は正本について1部、第7条に規定する閲覧用の副本について市長が求める部数とする(第10条から第12条及び第15条から第17条までにおける提出部数も同様とする。)

2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、市長が必要と認める関係市町の長に事前協議書の写しを送付するものとする。

(関係地域の指定)

第6条 市長は、設置者から事前協議書の提出があったときは、関係市町の長及び設置者の意見を聴いた上で、事業計画に係る関係地域を指定するものとする。

2 市長は、関係地域を指定したときは、関係市町の長及び設置者に通知するものとする。

(事前協議書等の閲覧)

第7条 市長は、前条第2項の通知をしたときは、当該通知及び事前協議書（以下「資料」という。）を閲覧に供するものとする。

2 市長は、第13条に掲げる生活環境の保全に関する協定が締結された場合、廃止の届出があった場合又は地元調整が失効となった場合等、要綱による地元調整の継続が必要ないと認めたときは、その日の翌日から起算して30日を経過する日をもって資料の閲覧を終了するものとする。

(関係市町の意見等)

第8条 第5条第2項の規定により市長から事前協議書の写しを送付された関係市町の長は、その事業計画について、設置者に直接説明を求められるとともに、適正な土地利用及び健全な生活環境の保全を図る見地から、市長に意見書を提出するものとする。

(地元説明会の開催)

第9条 設置者は、地域関係者を対象に事業計画に関する地元説明会を開催しなければならない。

2 設置者は、前項の地元説明会を開催するに当たっては、地域関係者に配慮し、事前に地元説明会開催の趣旨、開催日時及び開催場所等を記載した文書を地域関係者に回覧するなどして、周知を図るとともに、地区毎や複数回の開催など必要な措置を講じなければならない。

3 設置者は、地元説明会を開催できない正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、地元説明会に代わる方法によって、地域関係者に事業計画の内容を説明することができる。

(地元説明会等実施状況の報告書)

第10条 設置者は、地元説明会等を実施した場合は遅滞なく、別記様式第2号による報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第7条の例により閲覧に供するものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(意見書の提出)

第11条 地域関係者は、地元説明会等の30日以内に、設置者に対して、地域における健全な生活環境の保全を図る見地から、事業計画についての意見書を提出することができる。

2 設置者は、地域関係者から前項の規定による意見書の提出があったときは、速やかにその意見書の写しを市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による意見書の写しの提出があったときは、当該意見書の写しを第7条の例により閲覧に供するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による意見書の写しの提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(意見の調整)

- 第12条 設置者は、地域関係者から提出された意見に対する設置者の見解を、再び地元説明会を開催すること等により、地域関係者に説明し、意見の調整を図らなければならない。
- 2 前項の地元説明会等の開催等の手続については、第9条から第11条までの規定を準用する。
  - 3 設置者は、市長が必要と認めるときは、地域関係者との意見の調整状況を整理し、別記様式第3号による報告書を市長に提出しなければならない。
  - 4 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第7条の例により閲覧に供するものとする。
  - 5 市長は、第3項の規定による報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(生活環境の保全に関する協定)

- 第13条 関係者は、意見の調整の結果、生活環境の保全に関する協定を締結することができる。
- 2 関係者は、生活環境の保全に関する協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

(市の指導等)

- 第14条 市長は、関係者の相当の努力にもかかわらず、意見の調整が難しい状況にあると思料するときは、関係市町の協力のもとに、関係者に対して、生活保全上の助言を行い、関係者双方の合意が得られるよう指導するものとする。
- 2 市長は、前項の指導にもかかわらず、地元調整の見込みがないと認めるときは、関係市町の長及び設置者に対し、この要綱に基づく指導及び助言の打ち切りを通知するものとする。

(事業計画等の変更及び廃止)

- 第15条 設置者は、地域関係者の意見等により事前協議書の記載事項を変更しようとするときは、別記様式4号により市長に届け出なければならない。
- 2 事前協議書を提出した設置者が、当該事業計画を廃止しようとするときは、別記様式5号により市長に届け出なければならない。
  - 3 市長は、第1項又は前項の規定による届出書の提出があったときは、当該届出書を第7条の例により閲覧に供するものとする。
  - 4 市長は、設置者から事前協議書の記載事項の変更又は当該事業計画の廃止の届出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(報告の徴収)

- 第16条 市長及び関係市町の長は、設置者に対し、この要綱の実施に必要な事項について別記様式第3号による報告書の提出を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第7条の例

により閲覧に供することができる。

(定期報告)

- 第17条 設置者は、事前協議書、第10条、第12条若しくは前条の報告書又は第15条の届出書（以下「事前協議書等」という。）のいずれかを最後に提出した日から1年を経過する日までに、別記様式第3号による報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 設置者は、前項による報告書の提出から1年を経過する日までごとに別記様式第3号による報告書を市長に提出しなければならない。ただし、設置者が前項による報告から1年を経過する日までに事前協議書等を提出した場合はこの限りでない。
- 3 市長は、第1項又は前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第7条の例により閲覧に供するものとする。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(地元調整の失効)

- 第18条 設置者が前条第1項又は第2項による報告を期限までにしなかった場合、当該事業計画を廃止したものとみなす。ただし、設置者から申出があり、かつ、市長が正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

(要綱手続前の地元調整)

- 第19条 設置者が、この要綱に基づく地元調整に先立ち、任意の地元調整を行うことを妨げない。

(勧告及び公表)

- 第20条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- (1) 設置者が事前協議書を提出せず、又は虚偽の事前協議書を提出したとき。
- (2) 正当な理由がなく地元説明会等を開催しないとき。
- (3) この要綱に定める手続を不正又は不誠実な方法により行ったとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該設置者に対してその意見を述べる機会を与えるものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により公表したときは、その内容を関係市町の長に通知するものとする。

(適用除外)

- 第21条 次のいずれかに該当する場合は、この要綱を適用しない。
- (1) 国又は地方公共団体が産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更する場合
- (2) その他市長が認める場合

(準用)

- 第22条 この要綱は、第2条第1号に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設（積替保管施設を含む。）を新たに設置し、又は変更しようとする場合であって、市長が必要と認めるものについては、この要綱を準用することができる。

- 2 設置者が許可申請を行った後において、市長が引き続き要綱に基づく手続を継続する必要があると認める場合においては、この要綱を準用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、産業廃棄物処理施設の設置等について、許可申請等が提出され現に審査中のものについては、この要綱は適用しない。
- 3 この要綱施行の際、市長が、この要綱の規定による地元調整の手続に準ずる手続が既に実施されていると認める事案については、その地元調整の状況に応じて、この要綱に基づく地元調整の手続の一部又は全部が実施されたものとみなすことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成10年 6月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年 6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年4月1日改正前に要綱手続を開始していたものについては、なお従前の例による。